

マイナンバーの利用について

特別支援学校の「就学奨励費」「就学支援金」「給付型奨学金」の認定時に、マイナンバーを利用して所得確認を行っています。

入学・転入時にマイナンバー関係書類を提出していただいた方は、各学部卒業時まで毎年課税証明書を提出する必要がありません。

提出していただく書類は以下のとおりです。

① マイナンバー収集台紙(生徒本人と18歳以上の世帯員の方)

マイナンバーカード裏面のコピーまたはマイナンバー通知カードのコピーを貼り付けてください。(どちらもない場合は、個人番号付き住民票を提出してください)

② 本人確認書類(高等部生徒本人と保護者)

マイナンバーカード表面コピー、運転免許証やパスポートまたは身体障害者手帳や愛の手帳のコピーを貼り付けてください。(写真付きの面)

※マイナンバー関係書類は、専用の封筒に入れて経営企画室窓口に保護者が提出してください。来校できない場合は、簡易書留で郵送お願いします。

マイナポータルについて

「マイナポータル」では、東京都教育委員会がマイナンバーを用いてお住まいの区市町村(行政機関)と税情報等の個人情報をやりとりした履歴(やりとり履歴)が確認できます。確認は、御自身のマイナンバーカードを用いて行います。やりとり履歴では、やりとりされた情報の名称、照会日時、照会機関、提供日時、提供機関が確認可能です。

マイナポータルから行政機関同士のやりとり履歴を確認できないようにする事情(DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している等)がある場合は、やりとり履歴を確認できないようにすることも可能です。この場合は、経営企画室にご連絡ください。

【参考】

マイナポータルとは(内閣府番号制度担当室)

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html>